



事務連絡
令和5年11月28日

地方農政局等
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業担当 殿

令和5年度補正予算畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産クラスター事業)の第1回要望調査の実施等について

農林水産省畜産局企画課
推進班・地域振興班

令和5年度補正予算の成立を前提として事業要望調査を実施いたします。

本事業に係る要望調査の実施並びに畜産クラスター計画及び事業実施計画の提出期限について、以下のとおりいたします。

今回の要望調査における酪農の取り扱いについては、生乳需給や酪農経営が引き続き厳しい状況にあること等を踏まえ、令和4年度補正と同様に、新規就農及び経営継承、飼料増産に係る取組について要望調査の対象といたしますので、貴局管内都道府県へのご周知をよろしくお願いいたします。

なお、要望調査の実施に当たっては、新たに畜産クラスター協議会が設立されることも想定し、特定の生産者のみに情報提供されないことがないように、広範かつ十分な周知を図るようお願いいたします。

	施設整備事業	肉用牛・酪農重点化枠 〔施設整備、機械導入、 実証支援の一体的実施〕	実証支援事業	畜産経営基盤 継承支援事業
都道府県段階 の提出先	都道府県畜産主務課			
都道府県段階 の提出期限	農政局等への提出期限を踏まえ都道府県畜産主務課が決定し、管内の協議会及び生産者に周知。 都道府県はその時点での要望状況について農政局等に情報提供。			
農政局等への 提出期限	ヒアリング等の日程を加味して農政局等が決定し、管内の都道府県に周知。			
農林水産本省へ の提出期限	令和5年12月22日(金)			
割当予定時期	令和6年2月下旬～3月中旬			

※1 割当予定時期は変更される場合があります。

※2 肉用牛・酪農重点化枠以外の機械導入事業については、事業実施主体が決定する令和6年1月以降に要望調査を行う予定です。

1 施設整備事業（一般、中山間地域優先枠、輸出拡大優先枠、飼料増産優先枠）

〔要望調査のルート〕

農林水産省が都道府県を經由して実施します。

都道府県は、管内の畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）の事業要望をとりまとめ、農政局等に提出するようお願いします。

〔調査様式〕 ※一部様式を変更しています。

- ① 畜産クラスター計画（事業実施要領参考様式）
- ② 事業実施計画書（事業実施要領-別紙1-別記様式第1号別添）【別紙1】
- ③ ①及び②についての総合評価結果 【別紙2】
- ④ 総合評価の際に確認した根拠資料
（協議会における会議資料、都道府県ヒアリングで確認した内容等）
- ⑤ ○○県総括表（各優先枠、通常枠毎に作成） 【別紙3】
- ⑥ 個別シート 【別紙4】
- ⑦ 成果目標の算出方法 【別紙9】
- ⑧ 過年度に実施した事業の成果目標の達成状況（これまでに施設整備事業を実施した取組主体（借受者）が要望する場合に限る）【別紙13】
- ⑨ その他、農政局等からの指示に基づく資料

〔一般枠の要望調査の提出〕

酪農に関する要望については、今回は新規就農者のみ対象とします。

〔中山間地域優先枠の要望調査の提出〕

酪農に関する要望については、今回は対象外とします。

提出は、市町村を經由してください。市町村は、対象地域の該当を確認するとともに、必要に応じ、中山間地域所得確保計画への位置付けなどについて農村振興部局との情報共有をお願いします（中山間地域所得確保計画に位置付けるか否かは、市町村の判断となります。畜産クラスター事業のみを活用しようとする場合、必ずしも中山間地域所得確保計画に位置付ける必要はありません。）。

〔輸出拡大優先枠〕

酪農に関する要望については、今回は対象外とします。

〔飼料増産優先枠〕

酪農に関する要望についても対象とします。

〔経営転換推進枠〕

廃止する予定です。

〔ヒアリングの実施と要望調査結果の提出〕

- ① 都道府県は、事業要望を有する協議会からヒアリングを行い、事業実施計画の内容や成果目標、費用対効果分析結果等の妥当性を確認し、畜産クラスター計画及び事業実施計画についての総合評価を実施した後、要望調査結果を農政局等へ提出してください。

都道府県が実施するヒアリングについては、農政局等からの指示に基づき日程調整するようお願いします。

- ② 農政局等は、都道府県からヒアリングを行い、調査様式の記載内容とともに、「行動計画の具体性と効果等との整合性」、「行動計画の実現可能性」等について、適切な総合評価がなされているかを確認することとします。
- ③ 要望調査の結果は、①及び②のヒアリング後、12月22日（金）午後5時までに、農政局等を経由し畜産局企画課推進班（担当：竹本、寺野）まで提出してください。

〔割当て及び事業実施計画の申請等〕

農林水産省は、要望調査の内容等を踏まえ、割当てする事業を検討します。割当てについては、2月下旬から3月中旬を目途に都道府県に対して行う予定です。

都道府県は、割当て内容を踏まえて、事業実施要領に基づく、事業実施計画の作成、申請、承認等を行ってください。

※割当て予定時期は変更される場合があります。

〔留意事項〕

施設整備事業の割当てをするには、事前に、財務省と財政法に基づく支出負担行為実施計画協議を行う必要があります。

このため、各様式間の記載内容の整合性等について十分精査していただくとともに、農政局等におけるヒアリングの結果、計画の見直しに時間を要する場合は、当該事業計画を事業要望から除外してください。

特に、これまで構内舗装等を補助対象に含めていたとして、補助金の返還を求められる事案が頻発しているところであり、これらが補助対象に含まれていないことを明示的に確認願います。

2 肉用牛・酪農重点化枠【施設整備、機械導入、実証支援の一体的な採択】

〔要望調査のルート〕

農林水産省が都道府県を經由して実施します。

都道府県は管内の畜産クラスター協議会の事業要望をとりまとめ、農政局等に提出するようお願いします。

酪農に関する要望については、今回は対象外とします。

〔調査様式〕

- ① 各事業の事業実施計画書等
- ② 要件への該当を確認するためのチェックシート 【別紙10】
- ③ 都道府県の推薦書
- ④ 取組内容、構成員の役割、期待される効果等を整理した資料【様式自由(1枚)】
- ⑤ その他、農政局等からの指示に基づく資料

<施設整備事業>

- 1 施設整備事業の調査様式①～⑧

<機械導入事業>

(協議会が都道府県に提出する資料)

(ア) 畜産クラスター計画(事業実施要領参考様式)

(イ) 事業参加要望書 【別紙5】

(都道府県が農政局等に提出する資料)

(ウ) ○○県総括表 【別紙6】

(エ) (ア)に係る総合評価の結果 【別紙2-1】

(オ) 総合評価の際に確認した根拠資料

<実証支援事業>

- 4 実証支援事業の調査様式①及び②

〔ヒアリングの実施と要望調査結果の提出〕

- ① 都道府県は、事業要望を有する協議会からヒアリングを行い、事業実施計画の内容や成果目標、費用対効果分析結果等の妥当性を確認し、畜産クラスター計画及び事業実施計画についての総合評価を実施した後、要望調査結果を農政局等へ提出してください。

都道府県が実施するヒアリングについては、農政局等からの指示に基づき日程調整するようお願いします。

- ② 農政局等は、都道府県からヒアリングを行い、畜産クラスター計画の目標等が肉用牛・酪農重点化枠の要件に合致しているかどうか、中心的な経営体の取組、要望されている施設及び機械に地域システムの構築に必要なものが含まれていないか、適切な総合評価がなされているかを確認することとします。
- ③ 要望調査の結果は、①及び②のヒアリング後、12月22日（金）午後5時までに、農政局等を経由し畜産局企画課推進班、地域振興班（担当：竹本、寺野、尾形、車谷、村田）まで提出してください。

〔割当て及び事業実施計画の申請等〕

農林水産省は、要望調査の内容等を踏まえ、割当てする事業を検討します。割当てについては、2月下旬から3月中旬を目途に都道府県に対して行う予定です。割当て後の手続きは各事業の手続きに準じて行ってください。
※割当て予定時期は変更される場合があります。

〔事業実施の手続き〕

施設整備事業及び実証支援事業の割当てについては農政局等から、機械導入事業の割当て（配分予定額）については基金管理団体から協議会に対し行われます。

肉用牛・酪農重点化枠は、3事業の一体的な採択・実施を行うこととしていることから、当該年度に実施する事業実施計画の承認も、原則として、3事業同時に行うこととします。

具体的には、農政局等が施設整備事業及び実証支援事業の実施計画を承認した後、基金管理団体が機械導入事業の事業参加承認を行うこととします。

〔留意事項〕

肉用牛・酪農重点化枠は複数年度計画の事業計画も認めることとしますが、事業の的確な執行を確保する観点から、2ヵ年度の事業計画のみ認めることとします。

肉用牛・酪農重点化枠の割当てに当たっては、外部有識者による審査をすることとしており、審査の結果、取組内容等の改善を求める場合があります。

施設整備事業のヒアリングを実施する際は、単一の工事が年度をまたぐことがないように、工期を十分に確認してください。

3 実証支援事業

〔要望調査のルート〕

農林水産省が都道府県を經由して実施します。
都道府県から管内の畜産クラスター協議会に要望調査の実施について周知いただくとともに、要望をとりまとめて、農政局等に提出いただくようお願いします。

〔調査様式〕

(協議会が都道府県を經由して農政局等に提出する資料)

- ① 事業実施計画書(事業実施要領-別紙3-別記様式第1号別添)
(都道府県が農政局等に提出する資料)
- ② 実証支援事業実施計画に係る意見 【別紙8】

〔都道府県の意見表明と要望調査結果の提出〕

協議会は、事業実施計画(案)を都道府県に提出し、都道府県は、その事業実施計画に対する意見を付し、農政局等に提出してください。提出期限は都道府県と農政局等で調整してください。

農政局等は12月22日(金)午後5時までに畜産局企画課地域振興班(担当:尾形、車谷、村田)に要望調査結果を提出してください。

〔割当及び事業実施計画の申請等〕

農林水産省は、要望調査の内容等を踏まえ、割当てする事業を検討します。割当については、2月下旬から3月中旬を目途に農政局等から協議会に対して行う予定です。

協議会は、割当て内容を踏まえて、事業実施要領に基づく、事業実施計画の作成、申請等を行ってください。

※割当予定時期は変更される場合があります。

〔留意事項〕

酪農経営再建緊急対策に係る酪農家が経営分析を受ける取組に係る補助上限額の特例は廃止し、新たに子牛価格の向上等に向けた取組に係る上限事業費を2,000万円とします。

4 畜産経営基盤継承支援事業

〔要望調査のルート〕

農林水産省が都道府県を經由して実施します。

都道府県から管内関係者に要望調査の実施について周知いただくとともに、要望をとりまとめて、農政局等に提出いただくようお願いします。

酪農に関する要望については、例年どおり受け付けます。

〔調査様式〕

(協議会が都道府県を經由して農政局等に提出する資料)

(1) 推進事業

- ① 推進事業実施計画書(案) 【別紙11】
(都道府県が農政局等に提出する資料)
- ② 推進事業実施計画に係る意見 【別紙12】

(2) 施設整備事業

- ① 畜産クラスター計画(事業実施要領参考様式)
- ② 事業実施計画書(事業実施要領-別紙1-別記様式第1号別添) 【別紙1】
- ③ (①及び②)についての総合評価結果 【別紙2】
- ④ 総合評価の際に確認した根拠資料
(協議会における会議資料、都道府県ヒアリングで確認した内容等)
- ⑤ ○○県総括表 【別紙3】
- ⑥ 個別シート 【別紙4】
- ⑦ 成果目標の算出方法 【別紙9】
- ⑧ その他、農政局等からの指示に基づく資料

〔要望調査結果の提出〕

(1) 推進事業

協議会は、事業実施計画(案)を都道府県に提出し、都道府県は、その事業実施計画に対する意見を付し、農政局等に提出してください。

提出期限は、都道府県と農政局等で調整してください。

(2) 施設整備事業

- ① 都道府県は、事業要望を有する協議会からヒアリングを行い、事業実施計画の内容や成果目標、費用対効果分析結果等の妥当性を確認し、畜産クラスター計画及び事業実施計画についての総合評価を実施した後、要望調査結果を農政局等へ提出してください。

都道府県が実施するヒアリングについては、農政局等からの指示に基づき日程調整するようお願いします。

- ② 農政局等は、都道府県からヒアリングを行い、調査様式の記載内容とともに、「行動計画の具体性と効果等との整合性」、「行動計画の実現可能性」等について、適切な総合評価がなされているかを確認することとします。

農政局等は、12月22日（金）午後5時までに畜産局企画課推進班（担当：竹本、寺野）に要望調査結果を提出してください。

〔事業実施計画の申請等〕

農林水産省は、要望調査の内容等を踏まえ、割当てする事業を検討します。割当については、2月下旬から3月中旬を目途に都道府県に対して行う予定です。

都道府県は、割当て内容を踏まえて、事業実施要領に基づく、事業実施計画の作成、申請、承認等を行ってください。

〔留意事項〕

事業実施計画に補助対象外の施設等が含まれる場合、成果目標の達成が確実であると見込まれない場合、費用対効果分析による投資効率が基準に達しない等により、計画の見直しに時間を要する場合は、当該事業計画を事業要望から除外してください。